

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市都市公園条例	1
○ 舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例	5
○ 舞鶴市農業公園条例	6
○ 舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例	8
○ 舞鶴市国民健康保険条例	17

舞鶴市都市公園条例旧新対照表

旧			新		
(有料公園施設等の利用許可) 第4条の2 (略) 2 屋外運動施設、弓道場、赤れんが施設、舞鶴文化公園体育館及び多目的屋内施設の利用の許可(以下「利用許可」という。)は、それぞれ別表第3第1項、別表第4第1項、別表第6第1項、別表第9第1項及び別表第10第1項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、施設の利用状況に応じ、指定管理者が必要と認めるときは、 <u>赤れんが施設(赤れんが3号棟(まいづる智恵蔵)の企画展示室に限る。)</u> を除き、これらの項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用許可をすることができる。 3から5まで (略) 別表第2(第2条関係) 有料公園施設及び無料公園施設			(有料公園施設等の利用許可) 第4条の2 (略) 2 屋外運動施設、弓道場、赤れんが施設、舞鶴文化公園体育館及び多目的屋内施設の利用の許可(以下「利用許可」という。)は、それぞれ別表第3第1項、別表第4第1項、別表第6第1項、別表第9第1項及び別表第10第1項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、施設の利用状況に応じ、指定管理者が必要と認めるときは、これらの項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用許可をすることができる。 3から5まで (略) 別表第2(第2条関係) 有料公園施設及び無料公園施設		
都市公園の名称	有料公園施設	無料公園施設	都市公園の名称	有料公園施設	無料公園施設
東舞鶴公園	屋外運動施設(野球場、人工芝テニスコート、陸上競技場)、弓道場		東舞鶴公園	屋外運動施設(野球場、人工芝テニスコート、陸上競技場)、弓道場	
五老ヶ岳公園	五老ヶ岳公園展望タワー		五老ヶ岳公園	五老ヶ岳公園展望タワー	
引揚記念公園	舞鶴引揚記念館		引揚記念公園	舞鶴引揚記念館	
舞鶴赤れんがパーク	赤れんが施設(赤れんが2号棟(舞鶴市政記念館)、赤れんが3号棟(まいづる智恵蔵)、赤れんが4号棟(赤れんが工房)、赤れんが5号棟(赤れんがイベントホール))		舞鶴赤れんがパーク	赤れんが施設(赤れんが2号棟(舞鶴市政記念館))	
青葉山ろく公園	野外活動施設(グリーンスポーツセンター)、陶芸館、舞鶴市民レ	多目的広場	青葉山ろく公園	野外活動施設(グリーンスポーツセンター)、陶芸館、舞鶴市民レジャー施設(パターゴルフ場、ちびっこゲレンデ)	多目的広場
			舞鶴文化公園	舞鶴文化公園体育館、舞鶴市民レ	多目的広場

旧			新						
	ジャー施設(パターゴルフ場、ちびっこゲレンデ)			ジャー施設(文化公園プール)、多目的屋内施設(文化公園多目的施設)					
舞鶴文化公園	舞鶴文化公園体育館、舞鶴市民レジャー施設(文化公園プール)、多目的屋内施設(文化公園多目的施設)	多目的広場	泉源寺公園	多目的屋内施設(泉源寺多目的施設)					
泉源寺公園	多目的屋内施設(泉源寺多目的施設)		舞鶴自然文化園	ツバキ園、アジサイ園					
舞鶴自然文化園	ツバキ園、アジサイ園		舞鶴親海公園		舞鶴親海公園海釣護岸及び漁村活性化センター				
舞鶴親海公園		舞鶴親海公園海釣護岸及び漁村活性化センター	前島みなと公園	屋外運動施設(人工芝テニスコート)					
前島みなと公園	屋外運動施設(人工芝テニスコート)		伊佐津川運動公園	屋外運動施設(人工芝グラウンド、多目的グラウンド、クレーテニスコート)					
伊佐津川運動公園	屋外運動施設(人工芝グラウンド、多目的グラウンド、クレーテニスコート)		備考 ツバキ園にあつては3月1日から4月20日まで、アジサイ園にあつては6月1日から7月20日までの期間において、それぞれ市長が別に定める期間に限り有料公園施設とする。						
備考 ツバキ園にあつては3月1日から4月20日まで、アジサイ園にあつては6月1日から7月20日までの期間において、それぞれ市長が別に定める期間に限り有料公園施設とする。			備考 ツバキ園にあつては3月1日から4月20日まで、アジサイ園にあつては6月1日から7月20日までの期間において、それぞれ市長が別に定める期間に限り有料公園施設とする。						
別表第6(第10条の2関係) 赤れんが施設利用料金			別表第6(第10条の2関係) 赤れんが施設利用料金						
1 基本額は、次のとおりとする。			1 基本額は、次のとおりとする。						
施設区分	利用時間区分				施設区分	利用時間区分			
	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)

旧							新						
			で)	で)	で)	円				で)	で)	で)	円
赤れんが	ホール		円	円	円	円	赤れんが	ホール		円	円	円	円
2号棟 (舞鶴 市政 記念 館)	平日	平日	5,400	7,200	8,600	21,200	2号棟 (舞鶴 市政 記念 館)	平日	平日	5,400	7,200	8,600	21,200
		土曜日	6,500	8,700	10,400	25,600			土曜日	6,500	8,700	10,400	25,600
		日曜日 祝日							日曜日 祝日				
	特別会議 室	平日	1,100	1,400	1,700	4,200	特別会議 室	平日	1,100	1,400	1,700	4,200	
		土曜日	1,300	1,700	2,000	5,000			土曜日	1,300	1,700	2,000	5,000
		日曜日 祝日							日曜日 祝日				
赤れんが 3号棟 (まい づる 智恵 蔵)	企画展示室		—	—	—	5,400							
赤れんが 4号棟 (赤れ んが 工房)	フリースペース1		2,300	3,000	3,600	8,900							
	フリースペース2		2,300	3,000	3,600	8,900							
	フリースペース3		2,300	3,000	3,600	8,900							
	フリースペース4		2,300	3,000	3,600	8,900							
	工房エリア		2,300	3,000	3,600	8,900							
	スタジオ1		300	400	500	1,200							
	スタジオ2		300	400	500	1,200							
	スタジオ3		300	400	500	1,200							
	工房1		600	800	1,000	2,400							
	工房2		600	800	1,000	2,400							
	工房3		600	800	1,000	2,400							
工房4		600	800	1,000	2,400								

				旧				新			
赤れんが5号棟(赤れんがイベントホール)	大型多目的ホール	全面利用	平日	3,700	4,900	5,900	14,500				
			土曜日 日曜日 祝日	4,400	5,900	7,100	17,400				
	半面利用	平日	2,100	2,800	3,400	8,300					
		土曜日 日曜日 祝日	2,400	3,200	3,800	9,400					
備考 (略) 2から8まで (略)				備考 (略) 2から8まで (略) 改正附則 この条例は、令和4年4月1日から施行する。							

舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 特別休暇のうち無給のものは、<u>出産</u>、子の看護その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、当該特別休暇の期間は、規則で定める。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 特別休暇のうち無給のものは、子の看護その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、当該特別休暇の期間は、規則で定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>改正附則 この条例は、令和4年1月1日から施行する。</p>

舞鶴市農業公園条例新旧対照表

旧			新		
別表第1(第12条関係) 滞在型市民農園等の基準額表			別表第1(第12条関係) 滞在型市民農園等の基準額表		
滞在型市民農園A区 域	長期利用	1区画1年間につき 462,000円	滞在型市民農園A区 域	長期利用	1区画1年間につき 462,000円
	一時利用	(1) 宿泊日が土曜日又は休前日等の 場合 1人1泊につき7,290円 (2) その他の場合 1人1泊につき 5,940円		一時利用	(1) 宿泊日が土曜日又は休前日等の 場合 1人1泊につき7,290円 (2) その他の場合 1人1泊につき 5,940円
滞在型市民農園B区 域	長期利用	1区画1年間につき 420,000円	滞在型市民農園B区 域	長期利用	1区画1年間につき 420,000円
	一時利用	(1) 宿泊日が土曜日又は休前日等の 場合 1人1泊につき7,290円 (2) その他の場合 1人1泊につき 5,940円		一時利用	(1) 宿泊日が土曜日又は休前日等の 場合 1人1泊につき7,290円 (2) その他の場合 1人1泊につき 5,940円
日帰り貸農園	1区画1年間につき 10,500円		日帰り貸農園	1区画1年間につき 10,500円	
備考 1 この表において「宿泊日」とは、宿泊を開始する各日をいう。 2 この表において「休前日等」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日その他指定管理者が別に定める日をいう。 3 利用する期間が1年に満たないとき(滞在型市民農園を一時利用するときを除く。)は、月割計算及び日割計算により算出した額(100円未満の端数があるときは、 <u>その端数</u> を切り上げた額)とする。 4 滞在型市民農園を一時利用する場合において、義務教育就学前の者は、無料とする。			備考 1 この表において「宿泊日」とは、宿泊を開始する各日をいう。 2 この表において「休前日等」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日その他指定管理者が別に定める日をいう。 3 利用する期間が1年に満たないとき(滞在型市民農園を一時利用するときを除く。)は、月割計算及び日割計算により算出した額(100円未満の端数があるときは、 <u>これを</u> 切り上げた額)とする。 4 滞在型市民農園を一時利用する場合において、義務教育就学前の者は、無料とする。		
別表第2(第12条関係)			別表第2(第12条関係)		

旧			新			
コテージの基準額表 1 宿泊に係る基準額(1棟1泊につき)			コテージの基準額表 1 宿泊に係る基準額			
区分	宿泊日が土曜日又は休前日等の場合	左記以外の場合	区分	宿泊日が土曜日又は休前日等の場合	左記以外の場合	
4人以下の宿泊	18,900円	16,800円	コテージA型	義務教育就学前の者以外の者が4人以下の宿泊	1棟1泊につき18,900円	1棟1泊につき16,800円
5人以上10人以下の宿泊	上記金額に1人増すごとに3,675円を加算した額	上記金額に1人増すごとに3,150円を加算した額		義務教育就学前の者以外の者が5人以上の宿泊	上記金額に1人増すごとに3,675円を加算した額	上記金額に1人増すごとに3,150円を加算した額
備考			備考			
1 この表において「宿泊日」とは、宿泊を開始する各日をいう。 2 この表において「休前日等」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日その他指定管理者が別に定める日をいう。 3 義務教育就学前の者は、人数には含めず、無料とする。			1 この表において「宿泊日」とは、宿泊を開始する各日をいう。 2 この表において「休前日等」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日その他指定管理者が別に定める日をいう。 3 義務教育就学前の者は、無料とする。			
2 休憩に係る基準額(1棟につき) 4時間未満の場合は3,150円とし、4時間以上の場合は5,250円とする。			2 休憩に係る基準額(1棟につき) 4時間未満の場合は3,150円とし、4時間以上の場合は5,250円とする。			
			改正附則 この条例は、公布の日から施行する。			
			コテージB型 1人1泊につき7,290円			1人1泊につき5,940円

舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例旧新対照表

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第4条)</p> <p>第2章 五条立体駐車場(第5条—第10条)</p> <p>第3章 中心市街地コミュニティ施設(第11条—第18条)</p> <p>第4章 利用料金(第19条—第21条)</p> <p>第5章 雑則(第22条—第25条)</p> <p>附則</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第3条 複合施設及びその附属設備(以下「複合施設等」という。)の管理は、法人その他の団体であつて、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年条例第24号)第3条第1項の規定に基づき市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p><u>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場の供用に関する業務</u></p> <p>(2) <u>コミュニティ施設及びその附属設備(以下「コミュニティ施設等」という。)の利用の承認に関する業務</u></p> <p>(3) <u>複合施設等の維持管理に関する業務</u></p> <p>(4) <u>その他複合施設等の管理運営上市長が必要と認める業務</u></p> <p>(供用時間及び入退場時間)</p> <p><u>第5条 (略)</u></p> <p>(駐車場を利用できる自動車)</p> <p><u>第6条 (略)</u></p> <p>(無料開放)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 五条立体駐車場(第3条—第8条)</p> <p>第3章 中心市街地コミュニティ施設(第9条—第16条)</p> <p>第4章 使用料(第17条—第20条)</p> <p>第5章 雑則(第21条—第23条)</p> <p>附則</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(供用時間及び入退場時間)</p> <p><u>第3条 (略)</u></p> <p>(駐車場を利用できる自動車)</p> <p><u>第4条 (略)</u></p> <p>(無料開放)</p>

旧	新
<p><u>第7条</u> <u>指定管理者</u>は、必要があると認めるときは、一定の期間を限り駐車を無料で開放することができる。</p> <p>(禁止行為)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(立入禁止)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(供用の休止)</p> <p><u>第10条</u> <u>指定管理者</u>は、駐車場の整備工事その他の理由により、管理運営上必要があるときは、<u>あらかじめ市長の承認を受けて</u>、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p><u>第11条</u> コミュニティ施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、<u>指定管理者</u>が必要と認めるときは、変更することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用承認)</p> <p><u>第12条</u> <u>コミュニティ施設等</u>を利用しようとする者は、<u>あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない</u>。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。</p> <p>2 コミュニティ施設の利用の承認(以下「利用承認」という。)は、別表第1項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、施設の利用状況に応じ、<u>指定管理者</u>が必要と認めるときは、同項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。</p> <p>3 <u>指定管理者</u>は、コミュニティ施設等の利用承認をする場合におい</p>	<p><u>第5条</u> <u>市長</u>は、必要があると認めるときは、一定の期間を限り駐車を無料で開放することができる。</p> <p>(禁止行為)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(立入禁止)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(供用の休止)</p> <p><u>第8条</u> <u>市長</u>は、駐車場の整備工事その他の理由により、管理運営上必要があるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p><u>第9条</u> コミュニティ施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、<u>市長</u>が必要と認めるときは、変更することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用承認)</p> <p><u>第10条</u> <u>コミュニティ施設及びその附属設備</u>(以下「<u>コミュニティ施設等</u>」という。)を利用しようとする者は、<u>あらかじめ市長の承認を受けなければならない</u>。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。</p> <p>2 コミュニティ施設の利用の承認(以下「利用承認」という。)は、別表第1項の利用時間区分を単位として行うものとする。ただし、施設の利用状況に応じ、<u>市長</u>が必要と認めるときは、同項に定める午前、午後及び夜間の区分において、正時から1時間を単位として利用承認をすることができる。</p> <p>3 <u>市長</u>は、コミュニティ施設等の利用承認をする場合において、コ</p>

旧	新
<p>て、コミュニティ施設等の管理運営上必要と認めるときは、その利用について条件を付すことができる。</p> <p>(利用承認の制限)</p> <p>第13条 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、コミュニティ施設等の利用を承認しないものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(利用期間)</p> <p>第14条 <u>コミュニティ施設等を引き続き利用できる期間は、1年とする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、変更することができる。</u></p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第15条 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、コミュニティ施設等の利用承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>2 前項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合において、同項の規定による措置によって損害が生じても、<u>指定管理者</u>はその賠償の責めを負わない。</p> <p>(目的外利用等の禁止)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(特別の設備等の制限)</p> <p>第16条の2 <u>コミュニティ施設等利用者は、その利用に当たって、コミュニティ施設に特別の設備を設け、又はコミュニティ施設に変更を加えようとするときは、あらかじめ<u>指定管理者</u>の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(入館の制限等)</p>	<p>コミュニティ施設等の管理運営上必要と認めるときは、その利用について条件を付すことができる。</p> <p>(利用承認の制限)</p> <p>第11条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、コミュニティ施設等の利用を承認しないものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第12条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、コミュニティ施設等の利用承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>2 前項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合において、同項の規定による措置によって損害が生じても、<u>市長</u>はその賠償の責めを負わない。</p> <p>(目的外利用等の禁止)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(特別の設備等の制限)</p> <p>第14条 <u>コミュニティ施設等利用者は、その利用に当たって、コミュニティ施設に特別の設備を設け、又はコミュニティ施設に変更を加えようとするときは、あらかじめ<u>市長</u>の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(入館の制限等)</p>

旧	新
<p><u>第17条</u> <u>指定管理者</u>は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対し、コミュニティ施設への入館を拒み、又はコミュニティ施設からの退館を命ずることができる。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p><u>第18条</u> コミュニティ施設等利用者は、<u>その利用が終了したとき、又は利用承認を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 利用料金</u></p> <p>(利用料金)</p> <p><u>第19条</u> <u>駐車場利用者又はコミュニティ施設等利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</u></p>	<p><u>第15条</u> 市長は、この条例、この条例に基づく規則等に違反するおそれがあると認められる者又は違反した者に対し、コミュニティ施設への入館を拒み、又はコミュニティ施設からの退館を命ずることができる。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p><u>第16条</u> コミュニティ施設等利用者は、<u>コミュニティ施設等の利用が終了したとき、又は利用承認を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 使用料</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(駐車場に係る使用料)</u></p> <p><u>第17条</u> <u>駐車場利用者は、駐車時間1時間につき200円の範囲内で規則で定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、当該使用料を減免することができる。</u></p> <p><u>2</u> <u>市長は、必要があると認めるときは、回数券又は定期券を発行することができる。</u></p> <p><u>3</u> <u>前項の回数券又は定期券の発行及び使用について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(駐車場に係る使用料の徴収)</u></p> <p><u>第18条</u> <u>駐車場に係る使用料は、自動車を退場させる際に納付しなければならない。ただし、前条第2項の回数券による駐車に係る使用料にあつては回数券の発行の際に、同項の定期券による駐車に係る使用料にあつては月ごとに市長が別に定める日までに納付しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(コミュニティ施設等に係る使用料)</u></p> <p><u>第19条</u> <u>コミュニティ施設等利用者は、別表に定める使用料を当該利用承認の際に納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、当該使用料を減免することができる。</u></p>

旧	新
<p><u>2 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。</u></p> <p><u>3 駐車場に係る利用料金は駐車時間1時間につき200円の範囲内で、コミュニティ施設に係る利用料金は別表に掲げる金額の範囲内で、コミュニティ施設の附属設備に係る利用料金は規則に定める金額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p><u>4 駐車場に係る利用料金は、自動車を退場させる際に支払わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>5 コミュニティ施設等に係る利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(利用料金の減免)</p> <p><u>第20条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。</u></p> <p>(利用料金の不返還)</p> <p><u>第21条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、特別の事情があると認めるときは、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第22条 複合施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減免することができる。</u></p> <p><u>2 駐車場に駐車する自動車の損傷又は滅失については、市長及び指定管理者は賠償の責めを負わない。</u></p> <p>(割増金)</p> <p><u>第23条 指定管理者は、不法に駐車場に係る利用料金を免れた者か</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p><u>第20条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第21条 複合施設及びその附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減免することができる。</u></p> <p><u>2 駐車場に駐車する自動車の損傷又は滅失については、市長は賠償の責めを負わない。</u></p> <p>(割増金)</p> <p><u>第22条 市長は、不法に駐車場に係る使用料を免れた者から、その免</u></p>

旧	新
<p>ら、その免れた利用料金のほか、その免れた<u>利用料金</u>の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。</p> <p>(指定管理者不在等期間の管理)</p> <p><u>第24条 第3条の規定にかかわらず、舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で指定管理者が不在等となったときは、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間における複合施設等の管理は、市長が行う。</u></p> <p>2 <u>第7条、第10条から第15条まで(第11条第2項を除く。)、第16条の2、第17条、第19条から第21条まで(第19条第2項を除く。)及び前条の規定は、前項の規定により市長が複合施設等の管理を行う場合について準用する。この場合において、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「ときは、あらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「ときは」と、第11条第1項ただし書、第12条、第13条、第14条ただし書、第15条、第16条の2及び第17条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第19条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。）」とあるのは「駐車料金又は使用料」と、同条第3項中「駐車場に係る利用料金」とあるのは「駐車料金」と、「コミュニティ施設に係る利用料金」とあるのは「コミュニティ施設に係る使用料」と、「コミュニティ施設の附属設備に係る利用料金」とあるのは「コミュニティ施設の附属設備に係る使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項中「駐車場に係る利用料金」とあるのは「駐車料金」と、同項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第5項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項ただし書</u></p>	<p>れた<u>使用料</u>のほか、その免れた<u>使用料</u>の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。</p> <p>(削除)</p>

旧							新						
<p>中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第20条(見出しを含む。)及び第21条中「利用料金」とあるのは「駐車料金及び使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、前条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「駐車場に係る利用料金」とあるのは「駐車料金」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>別表(第19条関係)</p> <p><u>コミュニティ施設利用料金</u></p> <p>1 基本額は、次のとおりとする。</p>							<p>(委任)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>別表(第19条関係)</p> <p><u>コミュニティ施設使用料</u></p> <p>1 基本額は、次のとおりとする。</p>						
施設区分		利用時間区分					施設区分		利用時間区分				
		午前(午前9時から午後まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)	1月(月の初日から当該月の末日まで)			午前(午前9時から午後まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)	1月(月の初日から当該月の末日まで)
ス	ペ	円	円	円	円	円	ス	ペ	円	円	円	円	円
1	平日	7,050	9,450	9,450	25,950	401,000	1	平日	7,050	9,450	9,450	25,950	401,000
	土曜日	8,450	11,300	11,300	31,050			土曜日	8,450	11,300	11,300	31,050	
	日曜日							日曜日					
	休日							休日					
2	平日	5,000	6,700	6,700	18,400	284,000	2	平日	5,000	6,700	6,700	18,400	284,000
	土曜日	6,000	8,000	8,000	22,000			土曜日	6,000	8,000	8,000	22,000	
	日曜日							日曜日					
	休日							休日					
3	平日	3,150	4,200	4,200	11,550	141,000	3	平日	3,150	4,200	4,200	11,550	141,000
	土曜日	3,750	5,000	5,000	13,750			土曜日	3,750	5,000	5,000	13,750	
	日曜日							日曜日					

旧						新					
休日						休日					
備考 「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を含む。)以外の日をいう。						備考 「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を含む。)以外の日をいう。					
2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの <u>利用料金</u> は、前項の表の利用時間区分の欄(全日及び1月の欄を除く。)に対応する <u>利用料金</u> の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。						2 1時間を単位として利用する場合の当該1時間当たりの <u>使用料</u> は、前項の表の利用時間区分の欄(全日及び1月の欄を除く。)に対応する <u>使用料</u> の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とする。					
3 コミュニティ施設等利用者が、入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の <u>利用料金</u> は、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合及び1月を単位として利用する場合を除く。						3 コミュニティ施設等利用者が、入場料、会費若しくはこれらに類するものを徴収する場合又は営利・営業・宣伝等の目的で利用する場合の <u>使用料</u> は、第1項の基本額又は前項の規定により算出した額に次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、練習又は準備のために利用する場合及び1月を単位として利用する場合を除く。					
区分			割合			区分			割合		
入場料、会費等の額が1,000円未満			12割			入場料、会費等の額が1,000円未満			12割		
入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満			13割			入場料、会費等の額が1,000円以上3,000円未満			13割		
入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満			15割			入場料、会費等の額が3,000円以上5,000円未満			15割		
入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満			17割			入場料、会費等の額が5,000円以上10,000円未満			17割		
入場料、会費等の額が10,000円以上			20割			入場料、会費等の額が10,000円以上			20割		
営利・営業・宣伝等の目的			15割			営利・営業・宣伝等の目的			15割		
4 利用時間を超過した場合の <u>利用料金</u> は、当該超過した時間1時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日又は1月の場合は夜間)の利用時間区分による <u>利用料金</u> の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1時間を単位とする利用にあつては、その直前の1時間当たりの <u>利用料金</u> 相当額とする。この場合において、当該超過した時間に1時						4 利用時間を超過した場合の <u>使用料</u> は、当該超過した時間1時間につき、利用時間区分を単位とする利用にあつては、その直前(利用時間区分が全日又は1月の場合は夜間)の利用時間区分による <u>使用料</u> の額を当該利用時間区分の時間数で除して得た額とし、1時間を単位とする利用にあつては、その直前の1時間当たりの <u>使用料</u> 相当額とする。この場合において、当該超過した時間に1時					

旧	新
<p>間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p> <p>5 前3項の規定により<u>利用料金</u>の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>6 1月を単位として利用する場合は、電気設備等の<u>利用料金</u>については別に徴収するものとし、当該<u>利用料金</u>の額は実費相当額とする。</p>	<p>間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。</p> <p>5 前3項の規定により<u>使用料</u>の額を算定する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>6 1月を単位として利用する場合は、電気設備等の<u>使用料</u>については別に徴収するものとし、当該<u>使用料</u>の額は実費相当額とする。</p> <p><u>7 附属設備の使用料の額は、規則で定める。</u></p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例の規定によりされた利用の承認、利用の承認の申請その他の行為(同日以後の利用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の舞鶴市東地区中心市街地複合施設条例の相当規定によりされた利用の承認、利用の承認の申請その他の行為とみなす。</p>

舞鶴市国民健康保険条例旧新対照表

旧	新
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>40万4千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに<u>1万6千円</u>を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに<u>1万2千円</u>を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。</p>